

審査基準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第20条第10項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者 (委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第2項 (公安委員会が付した条件)、第4条第4項(承認の基準)、第20 条第10項において準用する第9条第2項</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可 申請書の添付書類等に関する内閣府令第1条11号(変更承認申請 書の添付書類)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1 条(変更承認申請書の提出)、第8条(著しく射幸心をそそるおそ れのある遊技機の基準)、第19条(変更の承認の申請)</p>
審 査 基 準	
標準処理期間	別紙を参照
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備 考	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和7年11月28日 警察 庁生活安全局) 第12の8及び第17の9を参照すること。

別紙

標準処理期間：

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、12日を目安として定める。

ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。